田辺市火葬補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の火葬に要する費用負担の均衡を図るため、次条に規定する補助対象施設を利用した者に対し補助金を交付することについて、田辺市補助金等交付規則(平成 17 年田辺市規則第47号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、 次の表の左欄に掲げる区域に係る火葬について同表の右欄に掲げる補助対象施設を使用し火葬 を行った者とする。ただし、白浜町斎場及びみなべ町斎場にあっては地方自治法(昭和 22 年法 律第 67 号)第 252 条の 14 に基づく事務委託の範囲において、白浜町及びみなべ町が条例で定め る町内料金の取扱いを受け火葬を行った者又は清浄苑にあっては紀南環境衛生施設事務組合が 条例で定める管内料金の取扱いを受け火葬を行った者とする。

区域	補助対象施設		
合併前の大塔村及	白浜町斎場(白浜町斎場条例(平成 18 年白浜町条例第 122 号)に規定する		
び中辺路町の区域	白浜町斎場をいう。)		
合併前の龍神村の	みなべ町斎場(みなべ町斎場設置及び管理条例(平成16年みなべ町条例第		
区域	92号)に規定するみなべ町斎場をいう。)		
合併前の本宮町の	清浄苑(紀南環境衛生施設事務組合火葬場設置及び管理条例(平成3年紀		
区域	南環境衛生施設事務組合条例第2号)に規定する清浄苑をいう。)		

2 前項に定める補助対象者のほか、田辺市斎場条例(平成17年田辺市条例第111号。以下「条例」という。)別表に規定する市内の区分に該当する者が、災害、故障、改修等により条例第2条に規定する田辺市斎場(以下「田辺市斎場」という。)を利用できない場合において、同項の表に規定する補助対象施設を使用し火葬を行ったときには、補助対象者とする。

(補助対象経費)

第3条 この要綱による補助金の交付対象となる経費は、補助対象施設における遺体等の火葬に係る料金とする。

(補助金)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費から田辺市斎場を利用した場合に条例第4条 第1項の規定により納付すべきこととなる使用料を差し引いて得た額とする。ただし、同条第2 項の規定により、使用料を減額し、又は免除を受けた者(田辺市斎場条例施行規則(田辺市規則 第93号)第5条第1項の規定により、使用料を減額し、又は免除を受けた者は除く。)の当該補助金の額については、別表に定める。

(補助金の申請)

- 第5条 規則第4条の規定により交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 火葬の許可を証する書類の原本又は写し
 - (2) 使用料の納付を証する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 この要綱による補助金は、火葬した日から起算して30日以内に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年5月1日から施行し、同日以後に火葬許可を受け、補助対象施設を利用した者から適用する。

附則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年12月1日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成27年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

補助対象者	補助対象者の要件	補助金の額	
第2条に規定する補助対	1 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。		
象者であって右欄の要件	以下「法」という。)の規定により本市に		
の全てを満たす者	おいて記録されている同一世帯全ての世		
	帯員の市町村民税が非課税であること。た	12歳以上	10,000円
	だし、補助対象者が市外の者にあっては当		
	該市町村において記録されている場合も		
	含む。		
	2 法の規定により本市において記録され		
	ている同一世帯全ての世帯員が生活保護		
	法(昭和25年法律第144号)の規定による	12歳未満	5,000円
	扶助を受けていないこと。ただし、補助対		
	象者が市外の者にあっては当該市町村に		
	おいて記録されている場合も含む。		

備考 「市町村民税が非課税であること」とは、申請日が1月から6月までであれば前々年中の 所得の非課税証明書、7月から12月までであれば前年中の所得の非課税証明書をもって判断す る。